

六 年 以 上	二・〇七	三・三六	三〇 年 以 上	三・六一
七 年 以 上	二・二二	二・五五	三五 年 以 上	三・六七
八 年 以 上	二・三二	二・五三	四〇 年 以 上	三・二一

三・二四
三・二八
三・〇四

企業の負擔力については既に上述した處により明らかであらう。市電當局の發表せる四百二十萬圓乃至三百五十萬圓を一應その限度と見る時は三割五分乃至三割減に當る。然しことに於て此の高率の引下げは從業員としては到底堪へ得難き處である。然に根本的な更生案の樹立によつては他に尙ほ若干の節約の途を得ること必ずしも講じ得難きことではあるまい。

之をするに一般製造工業に比すれば東京市電傭員の待遇はあらゆる點に於て遙かに優つてゐるのであるが、同種産業に就いて見れば二割五分方高率にあり、殊に東京市電傭員の勤続年限、年齢の高きこと、一時に多額の賃銀切下げが生活に與ふる打撲等を考慮する時は二割程度を限度とすべきではなかろうか。

当事者双方の意見が根本的に對立し妥協點を見出しえないとすれば、何等かの根據によつて中立案を提出するの外はあるまい。現在の我國労働争議調停法の立前より云へば、調停委員會の任務は現實に労働爭議を解決することではなくて公正妥當なる調停案の作成にある。

労働争議調停委員會は九月二十二日第一回會議を開會し、其後引續き市電更生案に關する討議が進められたが、労資双方の一致點を見出すを得ず結局會期最終日たる十月六日午後十一時五十分の最終會議に於て議長自ら左の調停案を提出して双方の賛成を求め、採決の結果可否同數なりしを以て議長の採決により五對四を以て調停案を可決確立した。

- 一、一齊解雇、更改手當支給、再採用ノ方法ヲトラザルコト、但シ退職希望者ニ對シテハ整理手當ヲ支給スルコト
二、各職ヲ通シ現在給與額(本給、手當、賞與ヲ含ム)ノ平均二割ヲ減額ス。

調停案

三、當事者双方ノ五課ニヨリ保治スル上ハ今回ノ解雇ノ性質ニ鑑ミ復職セシムルヲ適當ナリト思料ス

理、由

(一) 對スルモノ

一齊解雇、手當支給、再採用ノ方法ニ依リ給與ノ減額ヲ強行スルガ如キハ、其ノ社會的影響ニ鑑ミ公ノ委員會ニ於テ之ヲ認ムルコト適當ナラズト思料セラ、然レドモ高給者ニシテ此ノ際退職シ整理手當ヲ支給スル受クルコトヲ希望スル者ニ對シ手當ヲ支給シテ解雇スルハ何等妨ナキ所ナルヲ以テ念ノ爲メ但書ニ於テ此ノ點ヲ明ニセリ

(二) 對スルモノ

減給ハ從業員ニ對シ多大ノ犠牲ヲ強ユルモノニシテ同情ニ堪ヘザル所ナリト雖モ更生計畫ノ確立ト其ノ實施トヲ焦眉ノ急務トスル市電經濟ノ現狀ニ鑑ミ之ガ階級トシテ此ノ際從業員ノ減給ヲ行フハ之亦已ムヲ得ジル措置ナリト思惟ス其ノ減給率ニ關シ兩者ノ五課ニ依リ意見ノ一致ヲ見ルコト最モ望マシキヲ思ビ極力兩者ニ對スル懇談折衝ニ努メタルモ終ニ妥協點ヲ得ズ最終ノ方法トシテ議長ノ發案ニ對スル各委員ノ可否ヲ問フノ已ムナキ至レリ

市電乗務員ノ給料ド他ノ近似セル事業ニ於ケル給與トヲ比較スルニ電氣局調ニ依ル市電乗務員男子平均日收三圓三十三錢ハ内閣統計局調ニ依ル全國電車乗務員ノ男子平均日收二圓五十錢ニ比シ約二割五分ノ高率ニアリ、然レドモ東京市ハ他ノ地方ニ比シ生活標準高ク且ツ市電從業員ノ勤続年數長キ者多キヲ占ムルヲ以テ之等ノ諸點ヲ考慮シテ平均二割程度ノ削減ヲ以テ妥當ナリト信ジタリ

(三) 對スルモノ

今回ノ爭議ニ於ケル懲戒解雇ハ被解雇者各個人ニ關スル非違ニ對シテ行ハレタル處分ト言ハシヨリハ寧ロ爭議團體ニ對スル制裁トシテ團體ノ幹部ニ對シ一率ニ行ハレタルモノナリト思料ス、斯カル意味ニ於ケル被解雇者ハ爭議ノ圓滿解決シタル上ハ之ヲ復職セシムルヲ適當ナリト思料ス

少數意見

給與減額ニ對スル反對

由

市電當局ニ於テ根本的更生計畫ヲ確立シ其ノ一部トシテ從業員ノ減給が實施サルル場合ニ於テハ如何ナル犠牲モ之ヲ甘受スルモ未ダ根本

由

根

本